

労基署5/28東一輸に調査！

5月28日労働基準監督署は東京第一運輸所の調査に入ることとなりました。目的は「**所員の業務に必要な更衣の実態を把握し労働時間と認められるか**」という私たちにとって重要な問題です。

私たちが出勤する場合、私服のまま出勤点呼を受けることは認められません。所内にある更衣室で必要な制服に着替えなければならず、実質的に**会社の指揮命令下に置かれている状況**です。

制服を着用することが義務付けられ、所定の更衣室で着替えないとけないのであれば、原則として労働時間となります。

「三菱重工長崎造船所事件」(最高裁平成 12.3.9 判決)の要旨

会社は協約・協定改訂交渉において「当社では、制服の着用は義務付けているものの、更衣場所、更衣する時間帯、更衣方法等について使用者の拘束下になく、使用者の指揮命令下にあるとは言えず、労働時間ではないと考えている」と実態を無視した回答してきました。しかし、会社は①**制服は所内のロッカーに鍵をかけて保管すること。**②**業務に必要な携帯品はセキュリティーボックスに保管することと更衣場所、保管場所を指示しています。**これこそが会社の指揮命令下にあると言えます。また更衣する時間帯、更衣方法等についても誰一人、制服・制帽で通勤していません。5月28日**労基署の方は直接皆さんの声を聞きたいと声をかけるそうです。**就労に必要な労働時間確保に向けて全員で労基署の方に皆さんの意見をいう有意義な機会です。